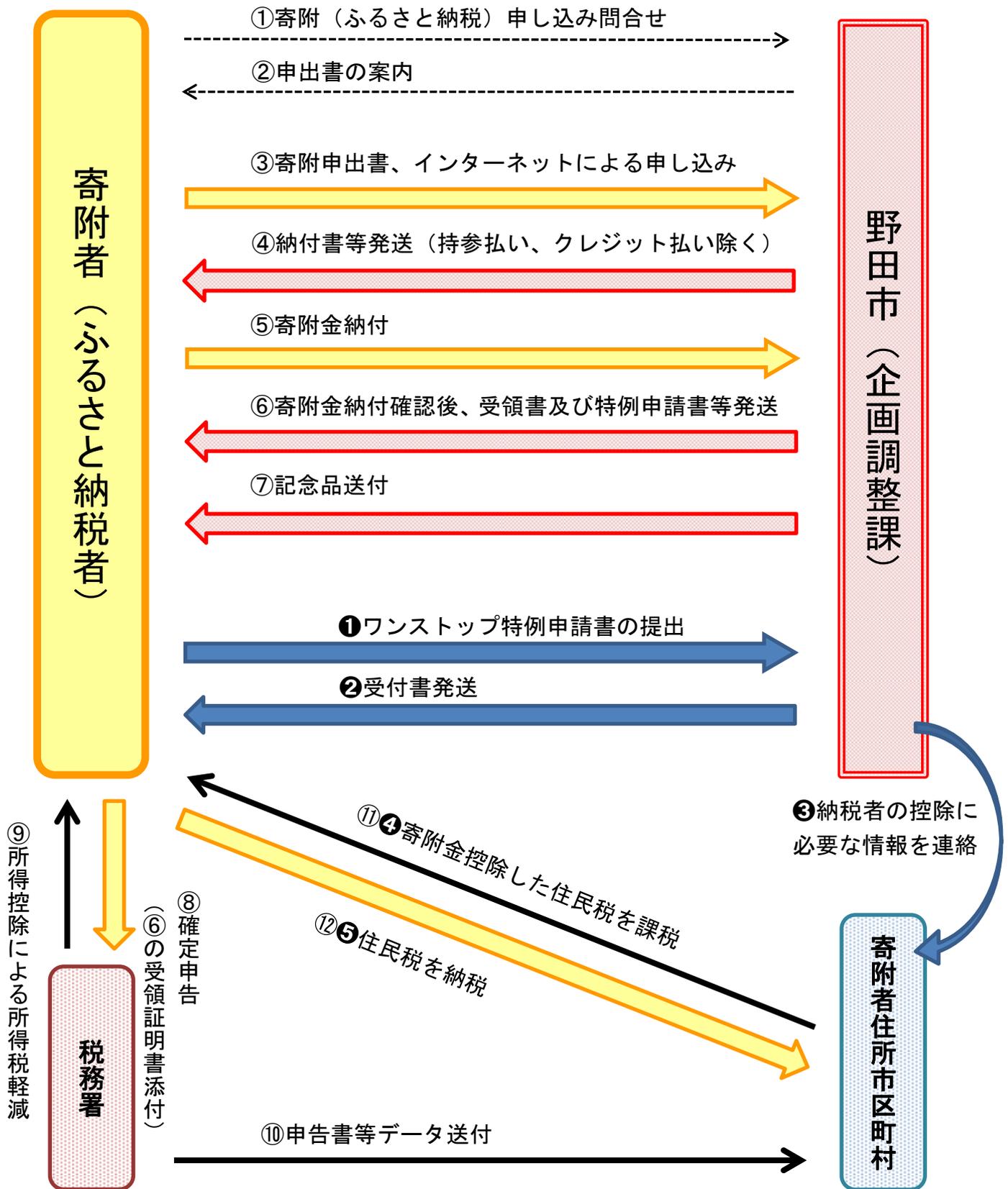


## 特典付きふるさと納税制度の仕組み（イメージ図）



- ①～⑤については、ふるさと納税ワンストップ特例申請をする方の流れです。
  - 所得税は、寄附を行った年（1/1～12/31）の税額から所得控除されます。
  - 住民税は、寄附を行った年の翌年度（6月に納税通知書を発送）の税額から控除されます。
- ※ワンストップ特例を利用した場合、所得税からの控除はなく、その分住民税から控除されます。